

こ成保第729号  
令和6年7月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁長官  
(公印省略)

令和6年度(令和5年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和5年度補正予算分)分)の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年度(令和5年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和5年度補正予算分)分)交付要綱」により行うこととされ、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

## 別 紙

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和 5 年度補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和 5 年度補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿拡大に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、保育所等、認可外保育施設並びに病児保育事業及び一時預かり事業を実施する事業所等における ICT 化を推進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和 5 年 4 月 19 日こ成保第 15 号）の別添 1 に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

（2）保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）

「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業の保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業を除く）（令和 5 年度補正予算分）の実施について」（令和 6 年 2 月 1 日こ成保第 33 号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業の保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業を除く）（令和 5 年度補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 保育所等における業務の ICT 化を行うためのシステムの導入
  - ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）
  - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② 通訳や翻訳のための機器の導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

③ 認可外保育施設における機器の導入

ア 都道府県等が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の都道府県等が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

④ 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の I C T 化を行うためのシステムの導入

ア 市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

⑤ 保育士等の研修のオンライン化事業

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

⑥ 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

ア 都道府県が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

⑦ 児童館の I C T 化を行うためのシステム導入

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

⑧ 医療的ケア児を受入れる保育所等における I C T 機器導入

ア 市町村が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(3) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（令和 5 年 6 月 7 日こ成基第 1 8 号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は指定都市が行う事業

② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

(4) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号）の別添 3 に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市又は中核市が実施する事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(5) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 9 に定める「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごと(3の(2)の④については自治体又は施設ごと(直接補助事業の場合に限る。)、(2)の⑤、⑥及び(3)から(5)までについては第2欄の種目ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

ア 施設ごと(3の(2)の④については自治体又は施設ごと、(2)の⑤から⑥のイ及び(3)の①、(4)の①及び(5)については第2欄の種目ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(3の(2)の①のイについてはアにより選定された額)の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(2)の⑤から⑧のイ及び(3)の②の事業

ア 施設ごと(3の(2)の⑤から⑧のイ及び(3)の②については第2欄の種目ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(2)の①から④のイの事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と市町村（3の（2）の③のイについては都道府県等）が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④3の（4）の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3（医療的ケア児の受入体制に関して、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数（見込み）が、保育所等の利用を希望する人数（見込み）を上回る整備計画書兼実績報告書を策定する市町村については、6分の5）を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（補助金の概算払）

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5） こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （6） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県等が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。
- ① (1) から (7) までに掲げる条件。
- ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- ② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、7 による交付申請書又は 8 による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて令和 7 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて令和 7 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係

書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は令和7年4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。



別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 事業所当たり 37,777,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 事業所当たり 41,319,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 事業所当たり 25,972,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 41,319,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">※賃借料のみの場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 37,777,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">※賃借料のみの場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 37,777,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 2,833,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 41,319,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 2,833,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 25,972,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所以外で行う場合</p> <p style="padding-left: 80px;">1 か所当たり 2,833,000 円</p> <p>(5) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修費等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 改修費等</p> <p style="padding-left: 60px;">1 事業所当たり 4,324,000 円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p style="padding-left: 60px;">1 事業所当たり 600,000 円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p> <p style="text-align: center;">(注 1)</p> <p>2 / 3</p>

<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）</p>	<p>1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>A 保育に係る計画・記録に関する機能  B 園児の登園及び降園の管理に関する機能  C 保護者との連絡に関する機能  D キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。</p> <p>&lt;端末購入等を行わない場合&gt;</p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000円  2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000円  3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000円  4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000円</p> <p>&lt;端末購入を行う場合&gt;</p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000円  2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000円  3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000円  4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000円</p> <p>※ 特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村は、Bの機能を導入する場合のみが対象</p> <p>2. 通訳や翻訳のための機器の導入</p> <p>1 施設当たり 150,000円</p> <p>3. 認可外保育施設における機器の導入</p> <p>1 施設当たり 200,000円</p> <p>※ 特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみが対象</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>1 自治体当たり 5,000,000円  1 施設当たり 1,000,000円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業</p> <p>1 自治体当たり 4,000,000円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化</p> <p>こども家庭庁長官が別に定める額</p> <p>7. 児童館のICT化を行うためのシステム導入</p> <p>1 施設当たり 500,000円</p> <p>8. 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入</p> <p>1 施設当たり 200,000円</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p> <p>(注2) 2 / 3</p> <p>(注3) 2 / 3</p>
<p>保育士修学資金貸付等事業</p>	<p>1 保育士修学資金貸付</p> <p>(1) 基本額</p> <p>1 人当たり月額 50,000円以内</p> <p>(2) 加算額</p> <p>・ 入学準備金（貸付初回時）</p> <p>1 人当たり 200,000円以内</p> <p>・ 就職準備金（卒業時）</p> <p>1 人当たり 200,000円以内</p> <p>・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者</p> <p>1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>9 / 10</p>

		<p>貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内 (加算分) 1か所当たり年額 2,215,000円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円以内 (加算分) 1人当たり 200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内</p> <p>6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000円以内</p> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>		
<p>医療的ケア児保育支援事業</p>		<p>1. 基本分単価 (1) 巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡回型) 1自治体当たり 年額 5,010,000円</p> <p>2. 加算分単価 (1) 研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000円</p> <p>※ 看護師等及び保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修以外の研修を受講する場合も対象とする(令和6年度(令和5年度からの繰越分))</p> <p>(2) 医療的ケア児の備品補助 1か所当たり 年額 100,000円</p> <p>(3) 災害対策備品整備 1か所当たり 年額 100,000円</p> <p>※(1) 研修受講支援加算は単独で補助することを可能とする。</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業(令和6年度(令和5年度からの繰越分))を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金、受講料</p>	<p>1/2</p> <p>(注4)</p> <p>2/3</p>
<p>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業</p>		<p>1. 月10時間の事業の実施に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日時点の人口が100万人以上の自治体 1自治体当たり 132,152,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が50万人以上100万人未満の自治体 1自治体当たり 119,047,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が10万人以上50万人未満の自治体 1自治体当たり 114,932,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が5万人以上10万人未満の自治体 1自治体当たり 32,589,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が5万人未満の自治体 1自治体当たり 17,002,000円</li> </ul> <p>2. 指導監督員を雇上げた場合</p>	<p>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>3/4</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日時点の人口が100万人以上の自治体 1自治体当たり 41,066,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が50万人以上 100万人未満の自治体 1自治体当たり 18,252,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が10万人以上 50万人未満の自治体 1自治体当たり 9,126,000円</li> <li>・令和5年4月1日時点の人口が10万人未満の自治体 1自治体当たり 4,563,000円</li> </ul> <p>3. 賃借料補助 1事業所当たり 3,066,000円</p> <p>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>		
間接補助事業	保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員19名以下 1施設当たり 23,611,000円</p> <p>利用（増加）定員20名以上59名以下 1施設当たり 37,777,000円</p> <p>利用（増加）定員60名以上 1施設当たり 70,833,000円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 37,777,000円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員19名以下 1施設当たり 16,527,000円</p> <p>利用（増加）定員20名以上 1施設当たり 24,792,000円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 24,792,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員19名以下 1施設当たり 27,153,000円</p> <p>利用（増加）定員20名以上59名以下 1施設当たり 41,319,000円</p> <p>利用（増加）定員60名以上 1施設当たり 74,374,000円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員19名以下</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修費等の場合</p> <p>2 / 3</p> <p>(注1) 8 / 9</p> <p>家庭的保育改修費等の場合</p> <p>1 / 2</p> <p>(注1) 2 / 3</p>

		<p>1 施設当たり 20,069,000 円          利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 28,333,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>本園の場合</p> <p>（ア）新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 17,708,000 円</p> <p>利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下</p> <p>1 施設当たり 31,874,000 円</p> <p>利用（増加）定員 60 名以上</p> <p>1 施設当たり 64,929,000 円</p> <p>（イ）老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合</p> <p>1 施設当たり 31,874,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>（ア）新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用（増加）定員 19 名以下</p> <p>1 施設当たり 10,625,000 円</p> <p>利用（増加）定員 20 名以上</p> <p>1 施設当たり 18,888,000 円</p> <p>（イ）老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合</p> <p>1 施設当たり 18,888,000 円</p> <p>（2）小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 37,777,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 41,319,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 25,972,000 円</p> <p>（3）認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 41,319,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 37,777,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>（4）家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 37,777,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p>		
--	--	---	--	--

		<p>1か所当たり 2,833,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 41,319,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,833,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 25,972,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,833,000円</p> <p>(5) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 改修費等</p> <p>ア 改修費等</p> <p>1事業所当たり 4,324,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p>1事業所当たり 600,000円</p> <p>(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 37,777,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 41,319,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1施設当たり 25,972,000円</p>		
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）	<p>1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>A 保育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>B 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>C 保護者との連絡に関する機能</p> <p>D キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。</p> <p>&lt;端末購入等を行わない場合&gt;</p> <p>1機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000円</p> <p>2機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000円</p> <p>3機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000円</p> <p>4機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000円</p> <p>&lt;端末購入を行う場合&gt;</p> <p>1機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000円</p> <p>2機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000円</p> <p>3機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000円</p> <p>4機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000円</p> <p>2. 通訳や翻訳のための機器の導入</p> <p>1施設当たり 150,000円</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入、通訳や翻訳のための機器の導入、認可外保育施設における機器の導入及び病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入の場合</p> <p style="text-align: center;">2 / 3 (注2) 8 / 9</p>	<p>保育士等の研修</p>

		<p>3. 認可外保育施設における機器の導入 1 施設当たり 200,000 円</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステムの導入 1 施設当たり 1,000,000 円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業 1 自治体当たり 4,000,000 円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 こども家庭庁長官が別に定める額</p> <p>7. 児童館の ICT 化を行うためのシステム導入 1 施設当たり 500,000 円</p> <p>8. 医療的ケア児を受入れる保育所等における ICT 機器導入 1 施設当たり 200,000 円</p>		<p>のオンライン化事業、保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化、児童館の ICT 化を行うためのシステム導入及び医療的ケア児を受入れる保育所等における ICT 機器導入の場合 1 / 2</p>
<p>保育士修学資金貸付等事業</p>		<p>以下に掲げる額に 9 / 10 を乗じて得た額</p> <p>1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1 人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>(2) 加算額 ・ 入学準備金（貸付初回時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 就職準備金（卒業時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内 (加算分) 1 か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1 / 2 ※ ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付 1 人当たり 200,000 円以内 (加算分) 1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の 1 / 2 ※ ただし、年額 123,000 円以内</p> <p>6 事務費 ・ 1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1 事業当たり 5,775,000 円以内</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>10 / 10 (注 5)</p>
<p>医療的ケア児保育支援事業</p>		<p>1. 基本分単価 (1) 巡回による看護師配置を行った場合（医療的ケア巡回型） 1 自治体当たり 年額 5,010,000 円</p> <p>2. 加算分単価 (1) 研修受講支援加算</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業（令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分））を実施するために必要な報酬、給料、職員手当</p>	<p>2 / 3 (注 4) 4 / 5</p>

		1か所当たり 年額 300,000円 ※ 看護師等及び保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修以外の研修を受講する場合も対象とする（令和6年度（令和5年度からの繰越分））	等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金、受講料
		(2) 医療的ケア児の備品補助 1か所当たり 年額 100,000円	
		(3) 災害対策備品整備 1か所当たり 年額 100,000円	
		※(1) 研修受講支援加算は単独で補助することを可能とする。	

(注1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。（こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修費等は除く）

(1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。

(2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注2) 以下の場合、補助率を2/3（間接補助事業に関しては8/9）に嵩上げする。

- ・ 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入において、地域におけるICT導入の実態や課題を整理し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ICT関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）
- ・ 認可外保育施設における機器の導入において、地域におけるICT導入の実態や課題を整理し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、都道府県等、保育事業者、ICT関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）

(注3) 以下の自治体については、1自治体当たりの補助率を2/3に嵩上げする。

- ・ 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入における「病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入」において、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体

(注4) 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を2/3（間接補助の場合は4/5）とすることができる。

- ・ 医療的ケア児について、3年後の保育所等での受入人数（見込み）が保育所等の利用を希望する人数（見込み）以上であること。

(注5) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。